

上三川町水道事業 水質検査計画

令和7年度

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表について
8. 関係機関との連携



1. 基本方針

水道水が安全であることを証明するため、水質検査を行います。

1). 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口の水）で行います。
また、原水（地下水）に関しては、配水場内及び水源にて行います。

2). 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられた水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自の項目とします。

3). 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、毎日行います。水質基準項目の検査は、基準 11 項目（基準 9 項目＋独自 2 項目）は月 1 回、基準 24 項目は 3 ヶ月に 1 回、基準 39 項目は年に 1 回、基準 51 項目は 1 年に 1 回実施します。

2. 水道事業の概要

◎水道事業体名 — 上三川町水道事業（カミノカワマチスイドウジギョウ）

	計画数値	【令和 5 年度末実績】
1)給水人口	32,600 人	28,879 人
2)給水区域面積	54.39 km ²	49.16 km ²
3)給水普及率	97.0%	93.4%
4)給水世帯数	11,685 世帯	11,880 世帯
5)年間給水量	4,018,650 m ³	3,614,900 m ³
6)一人 1 日最大給水量	475ℓ	421ℓ
7)1 日最大給水量	15,500 m ³	12,167 m ³
8)浄水処理方法	塩素消毒 充填塔式エアレーション（しらさぎ、蓼沼配水区） 除マンガン設備（しらさぎ配水区）	

表 1 配水施設の概要

配水場名称	しらさぎ配水場	蓼沼配水場	多功配水場	神主配水場 (※予備水源)
所在地	上三川町大字上三川 2461	上三川町大字西蓼沼 690-3	上三川町大字多功 688-1	上三川町大字下神主 522-7
水源	地下水 1, 2, 6, 11 号井	地下水 5, 9, 10, 12 号井	地下水 4, 7, 8 号井	地下水 ※予備水源
処理方法	塩素消毒 充填塔式エアレーション 除マンガン設備	塩素消毒 充填塔式エアレーション	塩素消毒	塩素消毒
処理能力	8, 136 m ³	5, 982 m ³	4, 182 m ³	480 m ³
井戸の深さ	50~110m	50~114m	120~169.5m	100m
設置年度	平成 22 年度	平成 9 年度	昭和 52 年度	昭和 63 年度

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

上三川町の水道は、配水場が 4 ヶ所（神主配水場については予備水源）で、水源は全て地下水となっています。過去の検査の結果から水質は良好な状態であります。浄水については、過去の検査においても水質基準を大幅に下回っており、安全で良質な水であると言えます。各配水場とも地下水を塩素消毒しており、しらさぎ配水区及び蓼沼配水区では塩素滅菌に加え、充填塔式エアレーションにより有機塩素化合物、浸食性遊離炭酸などを除去し、安全な水を供給しています。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

1). 採水地点

毎日の検査については、配水区毎に決定した末端部分にて検査を行います。

水質基準項目の検査については、原水は各配水区の原水及び一部取水井の原水を、浄水は配水区毎に選定した給水栓にて採水を行います。

2). 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき 1 日 1 回の検査を行います。

3). 水質基準項目（51項目）の検査

水質基準項目の検査については、別表1の頻度で実施します。

【浄水の検査】

① 1ヶ月に1回検査を行います。

- ・下記11項目（基準9項目+独自選定2項目）については、1ヶ月に1回の検査を各配水区の浄水で行います。

（ 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、
塩化物イオン、有機物（全有機炭素量 TOC）、PH 値、味、臭気、
色度、濁度 ）

② 3ヶ月に1回の検査を行います。

- ・下記13項目については、3ヶ月に1回の検査を各配水区の浄水で行います。

（ シアン化合物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、
クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、
総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、
ブロモホルム、ホルムアルデヒド、非イオン界面活性剤 ）

③ 1年に1回の検査を行います。

- ①、②以外の27項目に関しては、過去の水質検査における検出状況から判断すると、検査頻度を省略できる項目であるので、1年に1回の検査を行います。

【原水の検査】

水質管理上必要のある原水については、水質基準項目の51項目から消毒副生成物11項目及び味を除いた39項目が対象となります。

① 1ヶ月に1回検査を行います。

- ・下記の項目については、1ヶ月に1回の検査をしらさぎ配水区の原水で行います。

（ テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
〈しらさぎ配水区 原水（混合水・処理水）、しらさぎ1,2,6号井原水〉 ）

② 3ヶ月に1回検査を行います。

下記の項目については、3ヶ月に1回の検査をしらさぎ配水区の原水で行います。

〔 マンガン及びその化合物 〈しらさぎ11号井〉 〕

③ 1年に1回検査を行います。

上記を含む39項目の検査は、各配水区の原水（混合水）で1年に1回行います。

4). 水質管理目標設定項目（26項目）の検査

水質管理目標設定項目については、別表2のとおり検査を行います。

【浄水の検査】

上記の項目については、各配水区の浄水で1年に1回行います。

【原水の検査】

「1,1,1-トリクロロエタン」の検査を、しらさぎ配水区は1ヶ月に1回、蓼沼配水区及び多功配水区の原水は1年に1回行います。

5). 独自項目の検査

独自項目については、別表2のとおり検査を行います。

【原水の検査】

原水の水質を監視するため、検査を行います。

① 3ヶ月に1回検査を行います

・下記の項目については、3ヶ月に1回の検査を各配水区の原水で行います。

〔 指標菌（嫌気性芽胞菌、大腸菌） 〕

② 1年に1回検査を行います。

・下記の項目については、1年に1回の検査を各配水区の原水で行います。

〔 クリプトスポリジウム、ジアルジア 〕

5. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次の場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源及び水源付近に異常があったとき
- (3) 配水管の大規模な工事等、水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (4) その他、特に必要があると認められるとき

6. 水質検査方法

- (1) 毎日検査については、水道施設維持管理委託業者が行います。
- (2) 水質基準項目等の検査は、国土交通省登録水質検査機関に委託して行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表について

年度末毎に次年度の水質検査計画を策定し、上三川町ホームページにて公表する。検査結果については、月毎の検査結果を上三川町ホームページに掲載する。

8. 関係機関との連携

上三川町上下水道課では、水道水の安全性を確保していくため、関係機関との連携を密にして水質保全に万全を期します。

《連絡先》

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
上三川町役場 上下水道課 上水道工務係
TEL 0285-56-9169 FAX 0285-56-6868

